三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第二十四号（平成二十二年六月二十五日発行）により通報

○防衛省告示第百二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年七月五日（予備、同月六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦二隻

○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安城市尾崎町堤下一一番七から同市尾崎町大縄一〇番一まで	前	二一・〇〇～二七・〇〇メートル	〇・三六五キロメートル
	後	二一・〇〇～四七・八〇〇メートル	〇・三六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年七月十日の〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	安城市尾崎町堤下一一番七から同市尾崎町大縄一〇番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月二十五日

○中国地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字古寺八三一番一から松江市玉湯町布志名四八二番三まで	前	九・〇〇～七七・九〇〇メートル	一二・一一六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・〇〇～七七・九〇〇メートル	一二・一一六キロメートル	
	B	一三・五〇～一六・〇〇メートル	〇・九七八キロメートル	
	A	一三・五〇～一六・〇〇メートル	〇・九七八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○九州地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
諫早市森山町杉谷字郡勢開一九七番一から同市森山町田尻字鋤崎一九〇四番一七まで	前	八・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・五六八キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一三・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・五六八キロメートル	
諫早市森山町田尻字潟揚一八六五番一から同市小野町三三三番一まで	E	一〇・八〇～一六・九〇メートル	〇・五八九キロメートル	
	D	一〇・八〇～一六・九〇メートル	〇・五八九キロメートル	
	C	一〇・八〇～一六・九〇メートル	〇・五八九キロメートル	
	B	一〇・八〇～一六・九〇メートル	〇・五八九キロメートル	
	A	一〇・八〇～一六・九〇メートル	〇・五八九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所